

利用料金表

医療保険の場合 (R6.6診療報酬適用)

「1.訪問看護基本療養費」 + 「2.訪問看護管理療養費」 + 「3.加算」がかかります。

| 1. 訪問看護基本療養費 ※Ⅰ～Ⅲのいずれか | | |
|------------------------|---|---|
| 訪問看護基本療養費 Ⅰ | 看護師の訪問看護 | 1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円 |
| | 准看護師の訪問看護 | 1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円 |
| | 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀 胱ケアに係る専門の研修を受けた看護 師による場合 | 1月につき1回 12,850円 |
| | 理学療法士、作業療法士、又は言語聴 覚士の訪問看護 | 1日につき1回 5,550円 |
| 訪問看護基本療養費 Ⅱ | 看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで | 1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円 |
| | 看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上 | 1日につき1回 (週3日まで) 2,780円 (週4日以降) 3,280円 |
| | 准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで | 1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円 |
| | 准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上 | 1日につき1回 (週3日まで) 2,530円 (週4日以降) 3,030円 |
| | 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀 胱ケアに係る専門の研修を受けた看護 師による場合 | 1日につき1回 12,850円 |
| | 理学療法士、作業療法士、又は言語聴 覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで | 1日につき1回 5,550円 |
| | 理学療法士、作業療法士、又は言語聴 覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上 | 1日につき1回 2,780円 |
| 訪問看護基本療養費 Ⅲ | 外泊中の方の訪問看護について算定 | 8,500円 |

利用料金表

| 2. 訪問看護管理療養費 | | |
|--------------|------------------|---|
| 訪問看護管理療養費 | 機能強化型訪問看護管理療養費 1 | 1日につき1回 (月の初日) 13,230円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円 |
| | 機能強化型訪問看護管理療養費 2 | 1日につき1回 (月の初日) 10,030円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円 |
| | 機能強化型訪問看護管理療養費 3 | 1日につき1回 (月の初日) 8,700円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円 |
| | 上記以外 | 1日につき1回 (月の初日) 7,670円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円 |

※1 訪問看護管理療養費1の基準 訪問看護ステーション利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者を言う。以下同じ。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること。

利用料金表

| 3. 加算 | | |
|----------------|--|---|
| ◇基本療養費の加算 | | |
| 難病等複数回 訪問加算 | 特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者 ※同一日には、1ヶ所のステーションに限る | 1日2回訪問 (同一建物に1～2人) 4,500円 (同一建物に3人以上) 4,000円 1日3回訪問 (同一建物に1～2人) 8,000円 (同一建物に3人以上) 7,200円 |
| 緊急訪問看護加算 | 在宅療養支援病院の指示に基づき、看護師が緊急に訪問看護を実施した場合 | 1日につき (月14日目まで) 2,650円 (月15日目以降) 2,000円 |
| 長時間訪問看護加算 | 週1回 (15歳未満の長重症児又は準長重症児の場合週3回) を限度 90分以上の訪問看護を連続して行われる場合 | 1回につき 5,200円 |
| 乳幼児加算 | 6歳未満の利用者 | 1日につき1回 1,300円 (厚労省が定める者※2の場合1,800円) |
| 複数名訪問加算 | 看護師と他の看護師等と一緒に訪問する場合 ※看護師等 = 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | 週1回 (同一建物内に1～2人) 4,500円 (同一建物内に3人以上) 4,000円 |
| | 看護師と准看護師と一緒に訪問する場合 | 週1日 (同一建物内に1～2人) 3,800円 (同一建物内に3人以上) 3,400円 |
| | 看護師と看護補助者が一緒に訪問する場合 | 週3日 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 特別な条件の場合は週4日以上可※3 |
| | 看護師と看護補助者が複数回一緒に訪問する場合 | 1日1回 (同一建物内に1～2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 1日2回 (同一建物内に1～2人) 6,000円 (同一建物内に3人以上) 5,400円 1日3回以上 (同一建物内に1～2人) 10,000円 (同一建物内に3人以上) 9,000円 |

利用料金表

| | | |
|-----------------|------------------|--------------|
| 夜間・早朝 訪問看護加算 | 夜間（午後6時～午後10時まで） | 1回につき 2,100円 |
| | 早朝（午前6時～午前8時まで） | |
| 深夜訪問看護加算 | 深夜（午後10時～翌6時まで） | 1回につき 4,200円 |

◇管理療養費の加算

| | | |
|------------|--|---|
| 24時間対応体制加算 | 利用者又は家族等からの電話に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合。 ※利用者の希望により、契約が必要 | 月1回 (看護師負担軽減の取組※4あり) 6,800円 (看護師負担軽減の取組※4なし) 6,520円 |
| | 特別な管理を要する場合 ※5 | 月1回 5,000円 |
| 特別管理加算 | 特別な管理を要する場合 ※6 | 月1回 2,500円 |

※2 1.超重症児又は準超重症児 2.特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 3.特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者

※3 1. 末期の悪性腫瘍、神経難病等 2. 特別管理加算対象者(下記※2,3) 3. 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている

1～3のいずれかの場合

①1回/日 3,000円 ②2回/日 6,000円 ③3回以上/日 10,000円 (算定回数に制限なし)

※4 次に掲げる24時間体制における看護業務の負担軽減の取組に関する内容のうち、ア又はイを含む2項目以上を満たしていること。

ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保 イ 夜間対応にかかる勤務の連続回数が2回まで ウ 夜間対応後の暦日の休日確保 エ 夜間のニーズを踏まえた勤務体制の工夫 オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減 カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

※5 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している

※6 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

◇その他の加算

| | | |
|----------------------|----------------|------------|
| 訪問看護情報 提供療養費1・2・3 | 関係各所に情報提供した場合 | 月1回 1,500円 |
| 訪問看護ターミナル ケア療養費 1 | ターミナルケアに際しての加算 | 25,000円 |
| 訪問看護ターミナル ケア療養費 2 | ターミナルケアに際しての加算 | 10,000円 |

利用料金表

| | | |
|-----------------------|--|------------------|
| 訪問看護医療DX 情報活用加算 | 同意の下、オンライン資格確認等システムにて利用者の診療情報を取得 | 50円 |
| 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） | 基本給もしくは毎月支給する手当のベースアップが目的です。 | 月1回780円 |
| 退院時共同指導加算 特別管理指導加算 | 退院・退所につき1回 別表第七、八（算定要件により2回） | 8,000円 2,000円 |
| 退院支援指導加算 | 退院日（初回訪問に至らなくても可） 長時間（退院日訪問時間の合計） | 6,000円 8,400円 |
| 専門管理加算 | 特定行為研修を修了した看護師の計画的な管理 | 月1回2,500円 |
| 遠隔死亡診断補助加算 | 医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助 | 1,500円 |
| 在宅患者連携指導加算 | 医療保険を受けて訪問看護を利用している場合において、医療関係職種間で診療上の情報を共有 | 3,000円 |
| 在宅患者緊急時等 カンファレンス | 医療関係職種が在宅療養している利用者宅へ訪問し、共同でカンファレンス（月2回まで） | 2,000円 |
| 看護・介護職員連携 強化加算 | 訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援する | 2,500円 |

利用料金表

介護保険の場合 (R6.6診療報酬適用)

| 1. 基本利用単位 | | |
|-----------|---|----------------------------|
| 訪問看護Ⅰ1 | 20分未満 週に1回以上、日中に30分以上の定期訪問看護が行われている場合のみ算定可能 | 314単位 (介護予防303単位) |
| 訪問看護Ⅰ2 | 30分未満 | 471単位 (介護予防451単位) |
| 訪問看護Ⅰ3 | 30分以上60分未満 | 823単位 (介護予防794単位) |
| 訪問看護Ⅰ4 | 60分以上90分未満 | 1,128単位 (介護予防1090単位) |
| 訪問看護Ⅰ5 | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による 訪問20分につき※1 | 294単位 (介護予防284単位) |
| 訪問看護Ⅰ5・2超 | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による 訪問20分につき1日40分を超える場合に算定 (週に20分×6回を限度) | 268単位 (介護予防50/100相当を算定) |

* 所得に応じて、自己負担が1割の方と2割と3割の方がみえます。お手元の「負担割合証」をご確認ください。

※1 理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する。

| 2. 加算 | | |
|----------------|--------------------------------------|--|
| 時間帯による加算 早朝 | 午前6時～午前8時まで | 上記に25%加算 |
| 時間帯による加算 夜間 | 午後6時～午後10時まで | |
| 時間帯による加算 深夜 | 午後10時～翌午前6時まで | 上記に50%加算 |
| 複数名訪問看護加算Ⅰ | 2人の看護師等が同時に訪問を行う場合 | (所要時間30分未満)254単位/回 (所要時間30分以上)402単位/回 |
| 複数名訪問看護加算Ⅱ | 看護師等と看護補助者が同時に訪問を行う場合 | (所要時間30分未満)201単位/回 (所要時間30分以上)317単位/回 |
| 専門管理加算※2 | 認定看護師・特定行為研修を修了した看護師の計画的な管理 | 250単位 |
| 特別管理加算Ⅰ | 特別な管理を要する場合 ※3 | 500単位 |
| 特別管理加算Ⅱ | 特別な管理を要する場合 ※4 | 250単位 |
| ターミナルケア加算 | 利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 | 2,500単位 |
| ターミナルケア加算 | 利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に3日以上ターミナルケアを行った場合 | 1,000単位 |

利用料金表

| | | |
|------------|---|-------------|
| 長時間訪問看護加算 | 特別管理加算の方が対象 90分を超える訪問看護に対して加算 | 1回につき300単位 |
| 初回加算Ⅰ | 新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問した場合 | 月に1回初回350単位 |
| 初回加算Ⅱ | 新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問した場合 | 月に1回初回300単位 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ | 計画外の緊急時の訪問に対して加算 基準に適合する場合※5 ※利用者の希望により、契約が必要 | 1ヶ月につき600単位 |
| 緊急時訪問看護加算Ⅱ | 基準に適合しない場合※5 ※利用者の希望により、契約が必要 | 1ヶ月につき574単位 |
| サービス体制強化加算 | サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価するための加算 ※6 | 1回につき6単位 |
| 口腔連携強化加算 | 口腔管理に係る連携 | 1回につき50単位 |
| 遠隔死亡診断補助加算 | 情報通信機器を用いた死亡診断の補助 | 1回につき150単位 |

※2 イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合

・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者 ・人工肛門又は人工膀胱を増設している者で管理が困難な者

ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合

・診療報酬における手順書加算を算定する利用者

※3 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している

※4 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※5(1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること (2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われていること。

上記の基準のいずれも適合する場合を(Ⅰ)、(Ⅰ)のみ該当する場合を(Ⅱ)とする

※6すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること

利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること

すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること

看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること

利用料金表

自費

| 保険対象外の自費の料金表 | | |
|----------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 延長料金 | 規定のサービスを延長した場合 (例：60分以上) | 30分毎に4,000円（税込） |
| 在宅以外での 訪問看護 | 受診の付き添い 行事への付き添いなど | 30分4,000円（税込） 1時間8000円（税込） |
| 死後の処置 | 亡くなられた後のお清め料 処置材料費 | 12,000円（税込） |